

大崎市オープンデータ推進に関する指針

平成 30 年 3 月 7 日庁議決定

1 趣旨

本指針は、国が策定した「電子行政オープンデータ戦略(*1)」、「官民データ活用推進基本法(*2)」、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン(*3)」等の内容を踏まえ、本市におけるオープンデータ推進に関する基本的な考え方を示すものである。

2 定義

オープンデータとは、「機械判読(*4)」に適したデータ形式で、営利、非営利を問わず、「二次利用(*5)」が可能なルールで公開されたデータをいう。

3 目的

本市が保有する情報をオープンデータとして公開し、データの二次利用を促進することにより、行政の透明性・信頼性の向上、地域課題の解決、市民・民間団体等との協働の促進を図ると同時に、行政における業務の高度化・効率化に資することを目的とする。

4 推進のための基本姿勢

- (1) 市自ら、積極的に公的データを公開する。
- (2) 機械判読が可能で、二次利用が容易なルールで公開する。
- (3) 取組可能な公的データから速やかに着手し、実績を蓄積する。
- (4) 利用者ニーズの適正な把握に努め、効率的に取組を進める。

5 基本ルール

(1) 対象とするデータの範囲

基本的に本市が保有するデータはすべてオープンデータとして公開の対象とするが、以下の情報は公開しない。

- ア 個人情報が含まれるもの
- イ 公開すると法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- ウ その他、情報公開制度における「不開示情報」となるもの

(2) 公開環境

基本的に本市の web サイトに掲載することにより公開するものとし、利用者の利便性を高めるため、「オープンデータ一覧(*6)」として集約する。

また、国が運営する Web サイトや民間団体が運営するデータカタログサイトにデータを掲載する方法等も検討する。

(3) 公開手順

ア 現状において市の web サイトに公開しているデータでオープンデータとして公開できるものは、速やかに本指針によりオープンデータとして公開する。

イ 現状では公開していないが公開できるデータがあれば、可能なものから順次オープンデータとしての公開を進めるものとする。

(4) データの形式

できるだけ、データの編集や加工等が容易にできるよう、特定のアプリケーションに依存しない CSV 形式での公開を基本とするが、非デジタルデータは PDF 等による公開も可能とする。

また、データの構造については、国の方針や情報技術の進展等を踏まえて対応を検討する。

(5) 二次利用に係る意思表示の方法

オープンデータとして公開したデータについては、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、積極的に二次利用を推進する。

その際、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(*7)」の表示をもって二次利用に関するルールを示すものとし、原則として最も自由度の高い「CC BY (*8)」を使用する。

(6) オープンデータ利用に関するルール

オープンデータ利用のために必要な情報（利用条件、免責事項等）は、別途利用規約等で明示する。

6 推進体制

オープンデータとしての公表は、基本的にデータを保持する部署で行うが、「オープンデータ一覧」の管理は、市民協働推進部デジタル戦略課が行う。

また、オープンデータを全庁的な体制で推進するため、適時研修等を実施し、職員の理解醸成を図るものとする。

7 指針の見直し

今後の社会情勢や地域情勢の変化、国の動向等をふまえ、必要があると認めた場合に本指針を見直すものとする。

用語解説

- *1 「電子行政オープンデータ戦略」
平成 24 年 7 月 4 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/120704_siryoushiki.pdf
- *2 「官民データ活用推進基本法」
平成 28 年 12 月 14 日公布・施行
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hourei/pdf/detakatsuyo_honbun.pdf
- *3 「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」
平成 27 年 2 月 12 日内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室決定, 平成 29 年 12 月 22 日改定
https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/opendata_guideline.docx
- *4 「機械判読」
コンピュータがデータを読み取り, 加工・編集等に利用できるということ。
- *5 「二次利用」
著作物を引用・転載・コピー・加工等を行い, 利用すること。
- *6 「オープンデータ一覧」
データへのアクセスを良くするため, 各課の web サイトに掲載されているデータを集約し, 一覧表示をする web ページのこと。データ名や所管課, ファイル形式, 掲載ページへのリンク等の情報を表形式で掲載する。
- *7 「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」
著作物の適正な再利用の促進を目的とし, 著作者自身が著作物の再利用を許可するという意思表示を手軽に行えるようにするため, 様々なレベルが用意されたライセンス。一般的にオープンデータにおいては, 最も自由度の高い「CC BY」ライセンスが用いられる。
<https://creativecommons.jp/licenses/>
- *8 「CC BY」
クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの一つ。原作者のクレジット(氏名, 作品タイトル等)の表示を条件に二次利用の許可を示すもの。利用者は営利目的を含めた用途に, データを改変, 複製, 翻訳, 公衆送信することが可能である。

